

監 査 報 告 書

令和5年度期末決算

(第20期)

(自 令和5年4月 1日)

(至 令和6年3月31日)

国 立 大 学 法 人
滋 賀 大 学

令和5年度監査報告書

令和6年6月20日

国立大学法人滋賀大学

学長 竹村 彰 通 殿

国立大学法人 滋賀大学 監事

田邊典夫 

監事 近藤智子 

監事は、国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第20期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

監事は、令和5年度の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事及び監査室長その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、監査室と連携して、情報の収集及び監査環境の整備に努めつつ、役員会、教育研究評議会、経営協議会、企画調整会議等の主要な会議及び人権委員会、科研費モニタリング会議等に参加して本学全体の状況を把握することに努め、必要に応じて意見を述べるとともに、随時役職員等から個別状況聴取及び意見交換、文書確認及び実地調査等、本学監事監査実施内規第5条に定める手順等を用いて監査を実施しました。

また、本学における国立大学法人ガバナンス・コードの各原則の実施状況及び適合状況等に関して監事による確認を実施しました。すなわち、本学において、国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標、戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築ができているか、これを実行検証する体制や仕組みができているかなど、学長及び役職員の職務が法令及び国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に適合した形で行われるための体制及び仕組みに関し、その整備・運用状況について学長及び役職員等から報告を受け、必要に応じて調査し、説明を受けました。

会計監査については、会計監査人が独立の立場から適切に監査しているかにつき検証し、業務執行状況についても報告を受け、必要な場合には説明を求めて、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討しました。

また、附属小学校のカリキュラム、学生謝金等の会計処理、及び学生支援におけるカウンセリングの3点について監事特別監査を実施しました。

2 監査の結果

(1) 業務の適正実施及び中期目標の効果的かつ効率的な実施について

本学における教育・研究業務の実施状況に関して法令等に従って適正に実施されているかについて監査しました。その結果、特に指摘すべき重要な事項はありません。

(2) 内部統制システムの整備及び適用に関する状況

本学におけるガバナンスや学長及び理事が法令に適合した形で業務を遂行するための体制について監査した結果、特に指摘すべき点はありません。

(3) 役員の業務執行に関する不正行為又は違法行為について

役員の業務執行に関して、不正行為又は法令違反の事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく記載しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(6) 監査のための必要な調査の実施について

これまでのところ監査業務の実施に当たって 特に支障はありません。

監査室は独立しており、適時の内部監査のほか、監事監査を支援する体制を整備しています。結果、監事による適時の必要な調査の実施において十分なサポートを実施しています。

以 上